

～資源とごみの出し方～

資源・ごみ分別ガイドブック



- | | |
|---------------------------------|----|
| 4Rを実践しよう | 1 |
| 生ごみ処理容器購入費補助金
集積場でのごみ出しルール | 2 |
| 可燃ごみ
硬プラ・革製品類 | 4 |
| 容器包装プラスチック | 6 |
| びん類
金属類 | 8 |
| ペットボトル・アルミ缶
埋立ごみ・廃食用油 | 10 |
| 紙・布類
粗大ごみ | 12 |
| 戸別収集事業 | 14 |
| 処理施設への直接搬入について
小型家電リサイクル拠点収集 | 16 |
| 市で収集・処理できないもの | 18 |
| 事業系ごみの扱い
集積場の管理について | 20 |
| 不法投棄について | 22 |
| 品目別一覧表 | 23 |

伊賀市

平成26年4月改訂

資源・ごみ分類表

分別区分	品目例	参照	ごみ出しの方法					
			指定集積場	戸別収集	直接搬入			
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、草・落ち葉、汚れの落ちない容器類、下着類など	4P	○ (指定ごみ袋)	×				
硬プラ・革製品類	硬質プラスチック類、革・ビニール製品類、ふとん・カーペット類、剪定枝・木片など	5P	○ (ごみ袋等)	○ ※50cm以上				
容器包装 プラスチック	カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ラップ、緩衝材など	6P	○ (ごみ袋)	×				
びん類	飲食料用・調味料用びん	8P	○ (回収箱)	×				
金属類	小型家電製品類、刃物類、金属容器・製品類など	9P	○ (ごみ袋等)	○ ※50cm以上				
ペットボトル	飲料用・特定調味料用容器	10P	○ (回収容器)	×				
アルミ缶	アルミ製飲料用缶		○ (ごみ袋)	×				
埋立ごみ	スプレー缶・ライター等危険物、ビデオテープなどのテープ類	11P	○ (ごみ袋)	×				
	ガラス・せともの・乾電池、使い捨てカイロ、割れたビンなど		○ (回収箱)	○ ※50cm以上				
廃食用油	植物性食用油		○ (回収容器)	×				
紙・布類	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他紙、衣類、古布類	12P	○ (布はごみ袋)	×				
粗大ごみ	家具・寝具類	13P	△ (解体・分別) ※50cm以下	○				
	家電製品類							
	集積場へ出せないごみ		×					
不燃ごみ	コンクリート、ブロック、瓦など	16P	×	×	○ 不燃物処理場			
市で処理出来ないごみ	家電4品目	18P	×					
	処理危険物	19P						
	処理困難物							
	産業廃棄物	20P						

○ さくらリサイクルセンター



を実践しよう

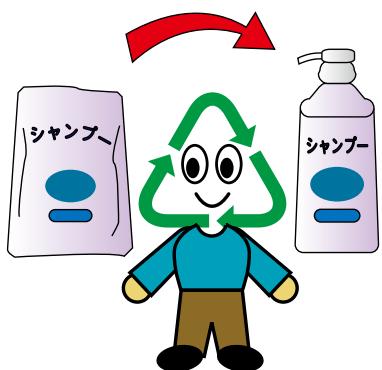
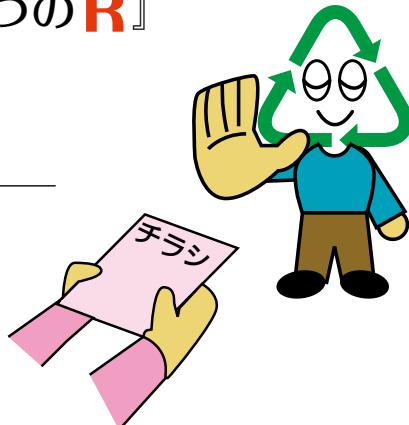
～みんなで考えようごみのこと～

ごみを減らすポイントは『4つのR』

Refuse(リフューズ)…(断る)

もらわない！

- すぐにごみになるものはもらわない。
- マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断る。



Reduce(リデュース)…(発生抑制)

ごみになるものを減らしましょう。

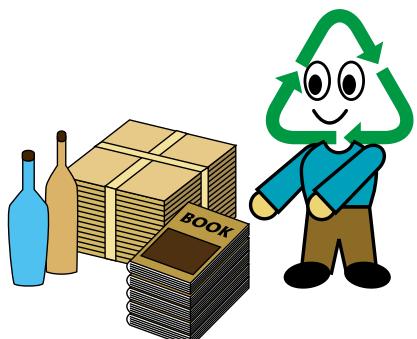
- ごみが余分に増えないように、詰替商品を利用する。
- 食料品は余らせないよう計画的に買い、使い切る。

Reuse(リユース)…(再利用)

何度も繰り返し使いましょう。

繰り返し使えるものを選び、捨てない工夫！

- 長く使えそうなものを買う。修理して大切に使う。
- いらなくなったら別の使い方を考える。欲しい人に譲る。
- 繰り返し使用できる容器の商品を選ぶ。



Recycle(リサイクル)…(再生利用)

資源として再利用へ！

- 商品は最後まで使い切る。
- 正しく分別し、資源物として出す。
- リサイクル可能な商品やリサイクルされた商品を購入する。

生ごみ処理容器購入費補助金制度

伊賀市では、家庭から出る生ごみの減量化と堆肥としての資源化を図るために、生ごみ処理容器の購入を推奨しています。

補助の対象となる方

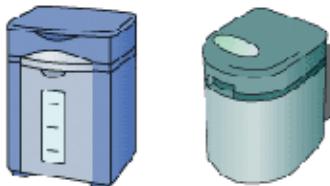
- 市内に住所を有する方
- 自らが所有・または管理する家屋・土地に自費で設置される方
- 生ごみ処理容器を良好な状態で維持管理できる方
- 申請者（世帯主）で市税を完納している方

補助の対象となるもの

（補助金は購入金額の3分の1です。※上限あり。）

●電動処理機 上限 20,000 円

- * 1世帯につき1基まで
- * 交付日より再申請まで6年



●コンポスト容器等 上限 3,000 円

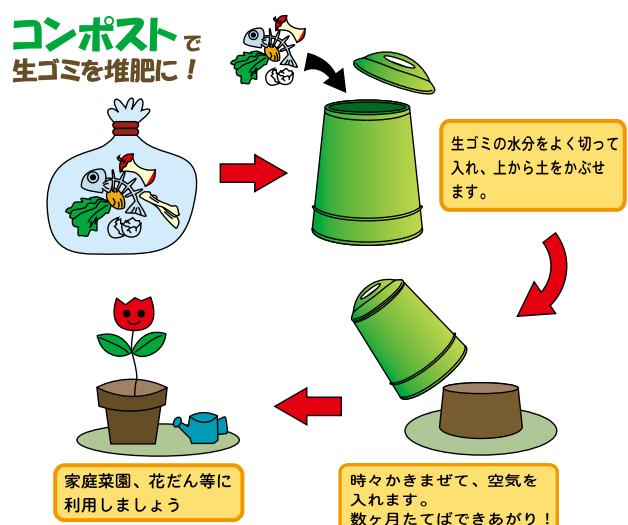
- * 1世帯につき2基まで
- * 交付日より再申請まで3年



申請方法（下記の書類を添えて、購入後3ヶ月以内に申請してください。）

- 補助金交付申請書及び請求書
- 申請者（世帯主）の市税完納証明書（購入日以降に証明されたもの）
- 領収書（メーカー名、型式、数量、申請者の氏名が明記されたもの）
- 処理容器設置後の写真（電動処理機のみ）

家庭から出る生ごみを堆肥化処理することにより、ごみの減量化と生ごみを資源として再利用することで、環境負荷の軽減が期待されています。
積極的にご利用ください。



集積場でのごみ出しルール

●決められた日の決められた時間までに出しましょう！

- ・収集日と時間は、各地区の『資源・ごみ収集カレンダー』でご確認ください。
- ・収集時間はごみの量や種類により異なりますので、必ずごみを出す時間を守ってください。



●決められた場所に出しましょう！

- ・各自治会（集合住宅の場合は管理者）によって決められた集積場に出してください。
- ・集積場によって、独自のごみ出しルールを決められている場合もありますので、詳しくは自治会や住宅管理者等へお問い合わせください。



●決められたものに出しましょう！

- ・きちんと分別をしてください。
- ・ごみの出し方は、地域や出すものの種類によって異なる場合がありますので、お住まいの『ごみ収集カレンダー』でよく確認してください。



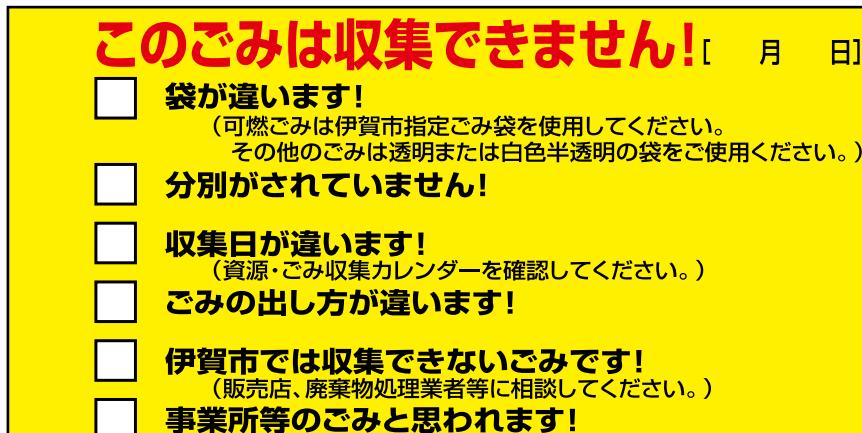
●決められた方法で出しましょう！

- ・可燃ごみは伊賀市指定ごみ袋に入れて出してください。
- ・袋出しの資源ごみは、45リットル以下の内身が確認できる透明か白色半透明のごみ袋で出してください。
- ・ごみ袋の口は、必ずしばって出してください。（※ガムテープなどを貼らないでください。）

ルール違反のごみは、市では収集しません！

- ・再度分別をして次回の収集日に出し直すか、さくらリサイクルセンターへ直接搬入するなど、排出者または各集積場管理者で責任を持って対応してください。

<参考：違反ごみ警告シール>



可燃ごみ

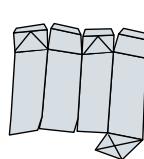
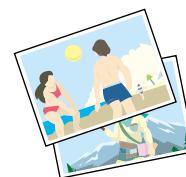
収集回数：週2回
出し方：伊賀市指定ごみ袋で出す。

台所から出る生ごみ



生ごみ（調理くず、残飯、茶かす、貝殻など）

リサイクルできない紙くず



ティッシュ、カーボン紙、写真、紙パック（内側がアルミ貼りのもの）、加工紙、合成紙、ガムテープなど

草・落ち葉



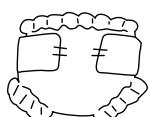
剪定枝を除く

汚れの落ちないラップ類・容器等



※汚れているものを容器包装プラスチックや紙類等資源物に出さないこと

その他



おむつ、軍手、生花、布切れ、タバコの吸殻、下着類、ひも類、アルミ箔 など

！注意事項！

- ・伊賀市指定ごみ袋に入れて出してください。（口はしばって出す。）
- ・金属類などの不燃物は必ず取り除いてください。
- ・生ごみは必ず十分な水切りをしてください。（処理コストが削減できます。）
- ・重いものは片手で持ち上げられる重さに分けて出してください。
- ・ひもの長いものは長さ50cm以下に切ってください。（施設の設備故障の原因となります。）
- ・おむつやペット専用砂などの汚物はトイレで処理してください。
- ・花火やマッチなど引火性のものは、必ず使い切ってください。（施設火災を防ぐため。）
- ・草、落ち葉等は十分に乾燥させ、土を取り除いてください。5袋以上は、直接搬入してください。（他の地域のごみを回収できなくなるなど収集計画・体制に影響が出ます。）



さくらリサイクルセンターでは破碎や乾燥処理をし、ごみ固体燃料 (RDF) を作っています。



作った RDF は、三重ごみ 固形燃料発電所で、電力として再利用しています。



硬プラ・革製品類

収集回数：年6回
出し方：袋に入るものは
ごみ袋に入れて出す。

硬質プラスチック類



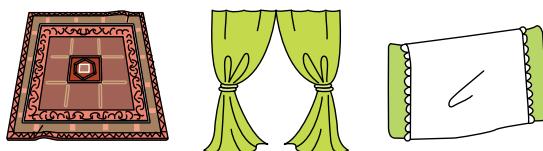
CD、ケース、ポリバケツ、洗面器、
プラスチック製ハンガー など

革・ビニール製品類



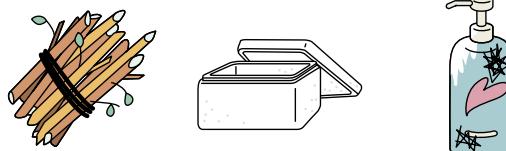
靴、長靴、かばん、浮き輪、
ゴムホース（50cm以下に切る） など

ふとん・カーペット類



カーペット（電気製品は除く）、布団、
枕、座布団、ぬいぐるみ、じゅうたん、
カーテン、玄関（バス）マット など

その他



剪定枝、木片（解体した家具を含む）、
ト口箱（発泡スチロール）、汚れの落
ちないボトル類 など

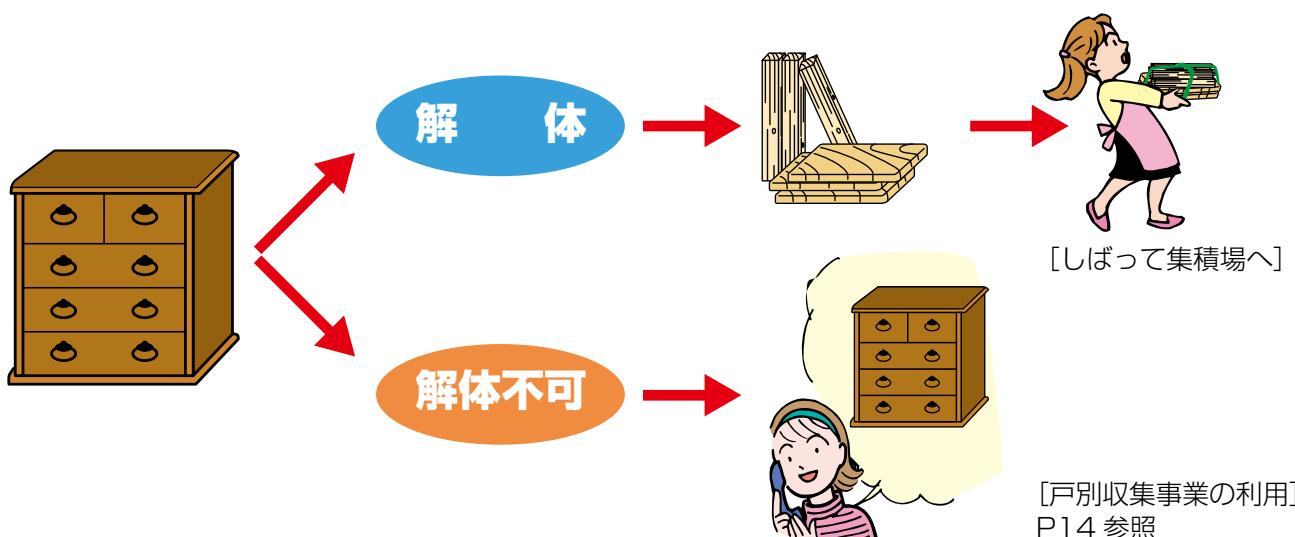
！注意事項！

- 木片などの枝木類と布団・カーペット類は、一辺が50cm以下になるように切るか折るなどして、ひもで束ねてしばって出してください。
- 上記以外は必ず45リットル以下の透明または白色半透明のごみ袋に入れて出してください。
- 剪定くずで太いものは直径10cm未満になるよう割ってください。（破碎処理できないため）
- 木片やかばんなどに付いている金属類などは取りはずし、素材ごとに分別して出してください。
- 家具類は、50cm以下に解体し、木片にすれば集積場へ出すことができます。

解体できない場合は粗大ごみ戸別収集事業を利用するか、施設へ直接搬入してください。

※ビデオテープ類は「埋立ごみ」の日に出してください。

硬
プラ
・
革
製
品
類



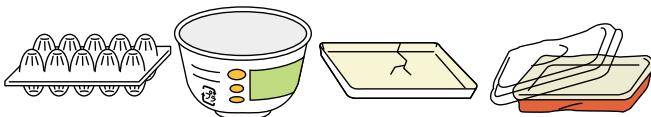
容器包装プラスチック

収集回数：週1回
出し方：ごみ袋に入れて出す。



マークのあるもの（素材の硬い、柔らかいにかかわらず、資源物として出していただけます。プラスチック製であっても、このマークのないものは出さないでください。）

カップ・パック・トレイ類



卵、プリン、弁当、カップめん、惣菜、生鮮食料品などの包装容器 など

ボトル・チューブ類



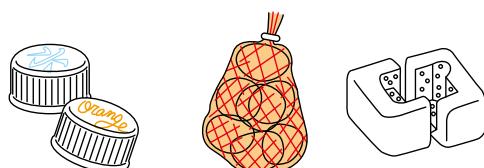
シャンプー、洗剤などのボトル、ケチャップ、洗顔料のチューブ など

ポリ袋・ラップ類



スーパーなどでもらうレジ袋、パン・お菓子などのポリ袋、野菜などを包んでいるフィルム など

キャップ・ネット・緩衝材類

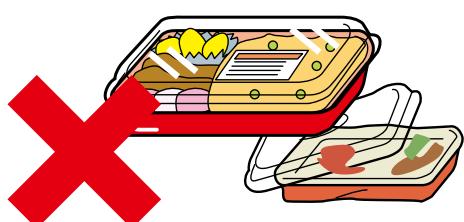


プラスチック製のふた、野菜・果物などが入っているネット、家電製品などの緩衝材 など

！注意事項！

- 必ず45リットル以下の透明または白色半透明のごみ袋に入れて出してください。
- 緩衝材は、20cm以下に割り、必ず袋に入れてください。
- 中身を使い切り、さっと水洗いしたり、ふき取ったりしてきれいに汚れを取り除いてください。
- さっと水洗いしたり、ふき取ったりしてもきれいに汚れが落ちないもの、表面がべとついたり、においが残るものは「可燃ごみ（または硬プラ・革製品類）」の日に出してください。

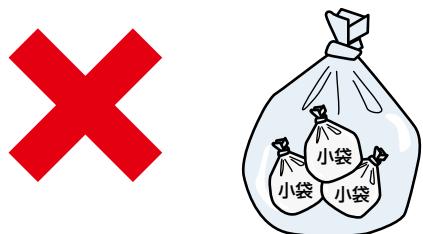
※プラスチック製品や園芸用資材などに再生されます。



食べ物などの中身が残ったままで出さないでください。きれいに出された他の「容器包装プラスチック」にも汚れが拡がり、リサイクルできなくなります。



硬質プラスチック製品の混入が多く見られます。必ず「硬プラ・革製品類」の収集日に分別して出してください。



レジ袋等にまとめて入れた後に、袋に入れる「2重袋」が見られます。2重袋は、異物の混入、汚れた物など中身の確認ができないので、やめてください。



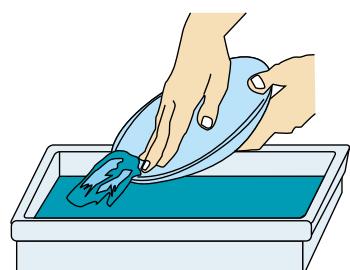
危険物や医療系廃棄物などの混入が見られます。作業員が怪我をしたり、感染症にかかる恐れがありますので、絶対出さないでください。

※医療系廃棄物は病院や販売店などで引き取ってもらつて下さい。

※悪い例 ごみを出すときの汚れの目安



- ※ 食べかすが残っていないようにしてください。
- ※ 見た目はきれいでも、指で触ってべとつくもの（油分等が付着したもの）、また食品等の臭いが残っているものは出さないでください。
- ※ ケチャップやソースは油を使っていないものがほとんどのため、水洗いでもかなりきれいになります。容器の1/3程度の水を入れて、よく振ってください。容器の一部を切ると洗いやすいですし、汚れた部分だけ切って可燃ごみにすることもできます。
- ※ 多くの水を使って洗うと、環境に負荷を与えますので、汚れているものは、あらかじめ内容物を拭き取ってから、食器を洗った残り水を利用するなど工夫してください。



びん類

収集回数：月1回
出し方：回収箱にそのまま入れる。
(箱の3分の2以上は入れないでください。)

飲み物（飲み薬を含む）、食べ物（調味料を含む）が入っていたびん



○飲料用のびん
ジュース、酒類 など

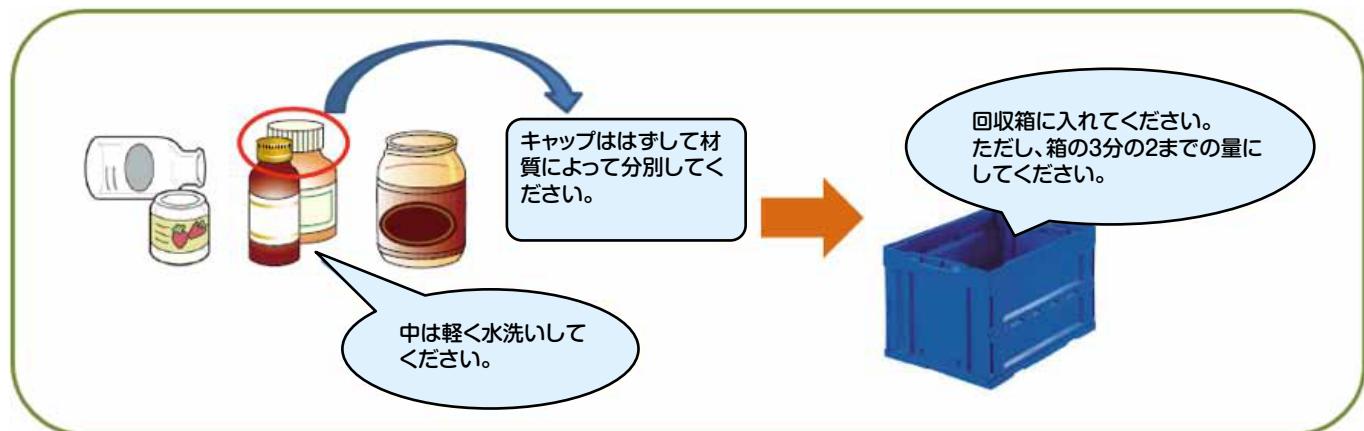


○飲食料品が入っていたびん
インスタントコーヒー、ジャム など



○調味料のびん
しょうゆ、塩 など

出し方



びん類

！注意事項！

- ・無色透明びんと有色びんに色分けをして回収箱に出してください。
- ・ガラス製品や化粧品のびんなど飲食料用でないびんは「埋立ごみ」の日に出してください。
(材質が異なり、リサイクルできないため)
- ・割れたびん、汚れが落ちないびんなどは「埋立ごみ」の日に出してください。
(危険であったり、中身が何のびんか分からず、リサイクルできないため)
- ・リターナブルびん（一升びん、ビールびん、牛乳びんなど）はリユースするため、販売店等で回収してもらってください。

※ワンウェイびんは、ガラスびん・道路路盤体・断熱材・タイルなどに再生されます。

リターナブルびんとは？

「リターナブルびん」とは、牛乳びんやビールびんのように、洗浄してそのまま繰り返し使われるびんのこと。ビールびんだと25回、牛乳びんだと30回くらい再使用されます。リターナブルびんだと、洗浄だけで何度も繰り返し使えるので、エネルギーが少量で済みます。販売店回収にご協力ください。



金属類

収集回数：月1回
出し方：袋に入るものはごみ袋に入れて出す。

小型家電製品類



アイロン、ポット、ドライヤー、炊飯器、
電気ストーブ、ラジカセ など

刃物類



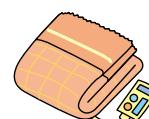
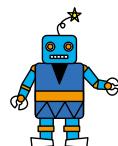
包丁、はさみ、かみそり、針 など
(厚紙などに包み、「キケン」と書く)

金属容器・製品類



鍋、フライパン、工具箱 など

その他



傘、電気コード、電動式おもちゃ、スチール缶、ホットカーペット、洗濯ばさみ など

！注意事項！

- ・傘や植木用の支柱など、直径1cm未満の棒状のものは、長さ90cm以内であれば、束ねたりしばったりして集積場へ出してください。
- ・傘類以外は45リットル以下の透明または白色半透明のごみ袋に入れて出してください。
- ・缶詰やジュース・コーヒー類の缶等は、水洗いをし、きれいにして出してください。
- ・刃物類は必ず缶の容器に入れるか、厚紙などに包み、「キケン」と表示して出してください。
(収集・処分作業中の事故防止のため)
- ・小型家電製品類・おもちゃなどの乾電池は取りはずして、「埋立ごみ」の日に出してください。
- ・家電リサイクル法対象製品や資源有効利用促進法対象製品は出せません。(P17,P18参照)
- ・スプレー缶、カセット(ボンベ)ガス、ライターは「埋立ごみ」の日に出してください。
- ・小型家電製品類や金属容器・製品類で一辺が50cm以上のものは、粗大ごみ戸別収集事業を利用するか、施設へ直接搬入してください。
- ・石油ストーブやオイルヒーターなど、灯油を使うものは危険物となりますので集積場へ出せません。粗大ごみ戸別収集事業を利用するか、施設へ直接搬入してください。

※製鋼原料として再生されます。

ペットボトル

収集回数：月1回
出し方：回収容器にそのまま入れる。
(容器の3分の2以上は入れないでください。)

ラベルに  マークがあるもの
PET

飲料用（お茶、清涼飲料水、酒類等）、特定調味料（しょうゆ、みりん等）の容器

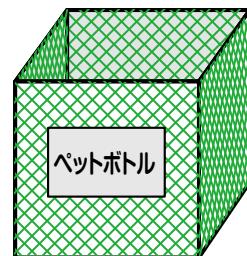
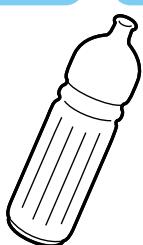
キャップラベルははずして容器包装プラスチックへ出してください。

ペットボトル

容器包装プラスチック

回収容器に入れてください。
(3分の2までの量にしてください。)

中は、軽く水洗いしてください。



！注意事項！

- ・油分のついたペットボトル、非食品用のペットボトルは「硬プラ・革製品類」の日に出してください。
- ・中にタバコの吸殻等の異物を入れないでください。（リサイクルできなくなります。）
- ・スーパー等の店頭回収もご利用ください。

※繊維・パック・ボールペン・洗剤ボトルなどに再生されます。

アルミ缶

収集回数：月1回
出し方：ごみ袋に入れて出す。

 アルミ マークがあるもの

飲料用の缶（清涼飲料水、酒類、お茶など）に限る。



中は軽く水洗いして出してください。
(つぶさないでそのまま出して良い。)

！注意事項！

- ・必ず4.5リットル以下の透明又は白色半透明のごみ袋に入れて出してください。
- ・アルミ製の缶であっても飲料用以外の缶は「金属類」の日に出してください。
- ・中にタバコの吸殻等の異物を入れないでください。（リサイクルできなくなります。）

※アルミ缶・鋳物・脱酸剤として再生されます。

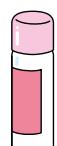
埋立ごみ

収集回数：年6回
出し方：危険物、テープ類はそれぞれごみ袋に入れて出す。

ガラス・せともの・乾電池類、その他は回収箱にそのまま入れる。
(箱の3分の2以上は入れないでください。)

袋出し

危険物



カセットボンベ（ガス）、スプレー缶、
ライター

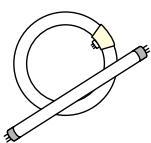
テープ類



ビデオテープ、カセットテープ など

回収箱

ガラス・せともの・乾電池類



蛍光管、電球、体温計、鏡、陶器類、
ガラス製品、乾電池 など

その他



使い捨てカイロ、割れたびん、汚れたびん、
味付け海苔のびん など

！注意事項！

- ・危険物・テープ類は、それぞれ45リットル以下の透明または白色半透明のごみ袋に入れて出してください。
- ・ガラス・せともの・乾電池類、その他は袋などに入れないで、そのまま回収箱に入れてください。
- ・蛍光管はなるべくケースに入れて出してください。（破損防止のため）
- ・スプレー缶・カセットボンベ（ガス）は必ず穴をあけてから出してください。
- ・ボタン電池や充電池等は販売店の回収ボックス等を利用してください。（電池リサイクル）
- ・蛍光管以外で一辺が50cm以上のものは、粗大ごみ戸別収集事業を利用するか、施設へ直接搬入してください。（品目例：姿鏡・水槽・つぼなど）



廃食用油

収集回数：年4回
出し方：回収容器に入れて出す。

植物性食用油（サラダ油、菜種油、紅花油、ごま油、オリーブ油など）のみ



！注意事項！

- ・天かすなどの不純物を取り除き、専用のペール缶に投入してください。
- ・ペットボトルの容器等でそのまま出さないでください。

※塗料の原料として再生されます。

紙・布類

収集回数：月1回
出し方：紙類は種類ごとにひもでしばって出す。
布類はごみ袋に入れて出す。

紙類（ひもでしばる）

新聞・雑誌



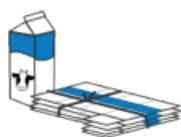
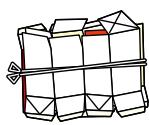
単行本、絵本、辞典、教科書、週刊誌など

ダンボール



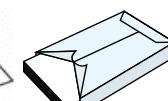
断面が波状になっているもの

紙パック



牛乳やジュース類で、内側が白いもの

その他紙



チラシ、紙袋、包装紙、コピー用紙、ポスター、はがき、古封筒、シュレッダーごみなど

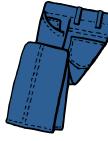
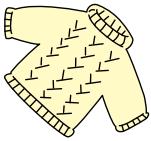
！注意事項！

- ・紙類は「新聞・雑誌」、「ダンボール」、「紙パック」、「その他紙」に分けて、種類別にひもでしばってください。
- ・シュレッダーごみは、必ず45リットル以下の透明または白色半透明のごみ袋に入れ、袋を2重にしてください。
- ・紙パックは中を水洗いし、乾かしてから切り開き、ひもでしばってください。
- ・ティッシュ、カーボン紙、写真、加工紙、合成紙、ガムテープなどは「可燃ごみ」の日に出してください。

紙・布類

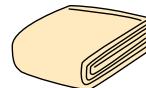
布類（ごみ袋）

衣類



シャツ、セーター、ズボン、スカート、スーツ、防寒着など

古布類



毛布、シーツ、タオルなど

！注意事項！

- ・布類は必ず45リットル以下の透明または白色半透明のごみ袋に入れて出してください。
- ・衣類のボタンやファスナーなどは、はずさずそのまま出してください。
- ・カーテン、ぬいぐるみ、ふとん、汚れたものは、金属などをはずして、「硬プラ・革製品類」の日に出してください。

※紙類は新聞紙・雑誌・トイレットペーパーなどに、布類は衣類・ウエス・断熱材などに再生されます。

粗大ごみ

出し方：戸別収集事業を利用するか、施設へ直接搬入する。

粗大ごみとは、家具・寝具類、家電製品類の大型ごみや、発火危険物、破碎困難物、解体困難物など集積場で収集できないごみなどです。

家具・寝具類、家電製品類



食器棚、机、椅子、タンス、学習机、鏡台、姿見鏡、ベッド、ソファ、布団・じゅうたん・座布団（折りたたんで小さくできないもの）、キーボード、ステレオ、扇風機、電子レンジ など

- ・家具・寝具類、家電製品類は50cm以下に解体し、分別した場合は集積場へ出せます。

集積場へ出せないごみ

発火危険物



オイルヒーター、ストーブ、ファンヒーター など

- ※ 小型のものでも灯油を使う製品については、発火・引火の危険があるため、集積場で収集しません。（解体しても不可）
- ※ 電気ストーブやガスストーブなどで小型のものは、金属類として集積場へ出せます。

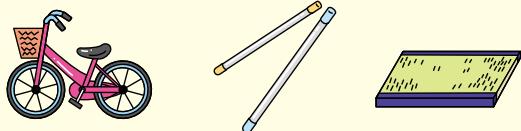
破碎困難物



一輪車（運搬用）、かなづち、スーツケース、スキー板、スキーブーツ、スケートボード、スノーボード、タイヤチェーン、ダンベル、バール、ハンマー、ボウリングの球、釣竿、波板 など

- ※ 工具類などの金属塊など厚みのある金属類は、小型でも他の金属類と一緒に破碎機にかけると、噛みこみが発生し、機械設備等故障の原因となるため集積場で収集しません。

解体困難物



アコーディオンカーテン、雨戸、網戸、オルガン、ガスレンジ、草刈機、ゴルフバッグ、サイクリングマシン、障子戸、食器洗浄機、自転車、スチール棚、ズボンプレッサー、滑り台、畳、チャイルドシート、戸・ドア、はしご、ふすま、ブランコ、ベビーカー、マッサージチェア、マットレス、物置、物干し台、物干し竿、ランニングマシン、リヤカー、ロッカー など

- ※ 解体が困難で、そのまま出すと収集の支障となりますので、集積場で収集しません。
- ※ 不燃ごみ（コンクリート、ブロック等）は戸別収集していません。従来どおり不燃物処理場へ搬入してください。

戸別(一般)収集事業

出し方：電話予約での戸別収集
(有料 1点につき200円)
1回の申込みで5点まで。

市内に住所を有する方を対象に、ご自宅の玄関先まで粗大ごみの収集（有料）に伺うサービスです。

- ※ 市内で日常生活を送る上で不用となる粗大ごみの収集事業です。引越し等多量に排出する場合は、一般廃棄物収集運搬許可事業者等へ依頼するか、施設への直接搬入で対応してください。

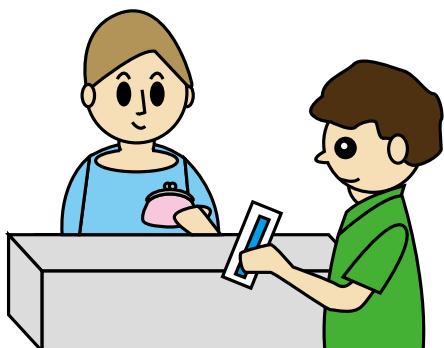


①集積場に出せない粗大ごみなどを処分したい。

自転車・ファンヒーター・ランニングマシンなど集積場へ出せないごみや、家具・寝具類、家電製品類 など

②戸別(有料) 収集受付センターに申込みをします。

電話番号 20-1255（伊賀北部粗大ごみ受付センター）
受付：月曜～金曜（祝日・年末年始除く） 8:30～17:00
内容：住所・氏名・電話番号・品目と数量 1回5点まで
対象品目や点数の数え方などは、受付でご確認ください。



③申込みすると、収集日の予約が取れます。

「○月○日の朝9時までに、指定場所（玄関先など）にごみを出し、粗大ごみ処理券を貼付しておいてください。
○点ですので処理券を○枚購入してください。」

④粗大ごみ処理券を購入する。

指定取扱店にて、粗大ごみ処理券を購入します。（1点200円）



⑤予約日にごみを出す。

朝9時までに指定場所へ予約した粗大ごみを出し、見やすいところに粗大ごみ処理券を貼付する。
処理券には、氏名を記入しておく。
当日の16時までに収集に伺います。

粗大ごみ処理券 取扱店

- ・市役所本庁住民課、各支所振興課、さくらリサイクルセンター
- ・伊賀北部農協 各支店、各ふれあい店、グリーンショップ
- ・アピタ 伊賀上野店
- ・イオン 伊賀上野店
- ・オークワ ジョイシティ伊賀上野店、伊賀緑ヶ丘店、伊賀上之庄店、伊賀新堂店、名張西原店
- ・マックスバリュ 上野東インター店、上野小田店、佐那具店
- ・アニーズ
- ・Aコープ青山店

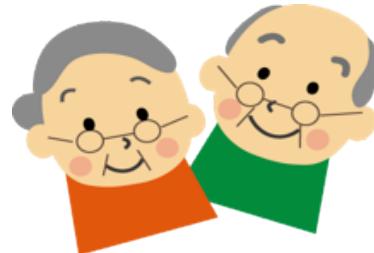
戸別（福祉）収集事業

高齢者や障がいのある人などで構成される世帯に限り、対象者のご自宅の玄関先まで粗大ごみの収集に伺う福祉収集（無料）サービスです。

- ※ 市内で日常生活を送る上で不用となる粗大ごみの搬出が困難な世帯を対象とした事業です。
引越し等多量に排出する場合は、一般廃棄物収集運搬許可事業者等へ依頼するか、施設への直接搬入で対応してください。

対象者（世帯）

- 75歳以上の高齢者
- 介護認定を受けている人
- 障害者手帳を所持している人



・世帯員が複数いる場合、構成員全員が上記のいずれかに該当する世帯に限ります。

申請方法

廃棄物対策課、住民課、市民生活課、各支所振興課、各地区市民センターに備え付けの「伊賀市粗大ごみ戸別収集（福祉収集）事業利用申請書」に記入のうえ提出してください。
※印鑑を持参してください。

①申請書提出

必要事項を記入、押印し提出して下さい。



②対象審査

提出された書類をもとに、対象世帯の審査をします。



③事前調査

排出場所、品目、収集日の調整など必要に応じて事前に調査をさせていただきます。

④決定通知書送付

収集が決定したら、決定通知書と、粗大ごみ処理券を送付させていただきます。

⑤収集

当日の収集時間までに指定場所へ予約した粗大ごみを出し、見やすいところに粗大ごみ処理券を貼付してください。



- ・回収したものは、リユースを目的とし、市で再商品化販売することがあります。
- ・50cm以下のものでも、家具・寝具類、家電製品類で回収の依頼があれば、戸別収集させていただきます。
- ・収集の際、処理券が貼付されていないものは回収しません。

処理施設への直接搬入について

※施設への直接持込みには処理手数料が必要です。

さくらリサイクルセンター（電話20-9272） 伊賀市治田3547-13

- ・直接搬入の場合もガイドブックに従い分別してください。
- ・粗大ごみの解体作業は施設で行います。
- ・可燃物と不燃物が一体となっているものはなるべく分解して区分ごとに持込みしてください。
- ・袋に入るものは、透明または白色半透明の袋に入れて持込みしてください。

◎受付日時

月曜日～土曜日の午前9時から午後4時30分まで（祝日を除く）

年末年始の休業は12月31日～1月3日

偶数月の第1日曜日は、定期休日開場しています。

◎可燃棟（可燃ごみ） 生ごみ、刈草、木、硬質プラスチック類、ふとん・カーペット類 など

◎資源棟（資源） びん類、金属類、ペットボトル、アルミ缶、容器包装プラスチック、廃食用油 など
(不燃) ガラス・せともの・乾電池 など埋立ごみ

【料金】

50kg以下は500円

50kgを超える場合は50kgごとに500円

※環境美化活動などによる減免措置がありますので、事前にお問い合わせください。



不燃物処理場（電話23-8991） 伊賀市西高倉4631

◎受付日時

月曜日～金曜日の午前9時から午後4時まで（祝日を除く）

年末年始の休業は12月31日～1月3日

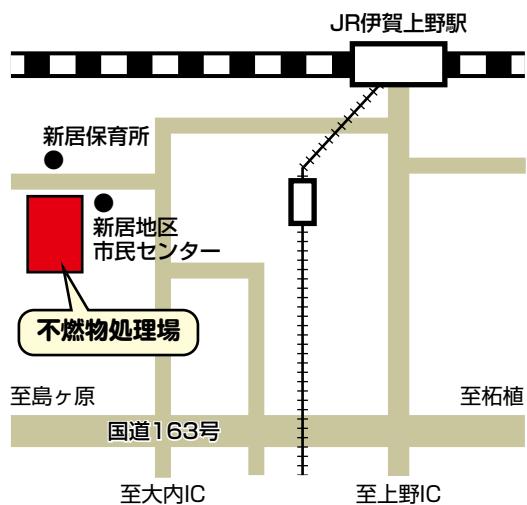
◎不燃ごみ（埋立） ブロック、日本瓦、コンクリート、石、砂、レンガ など

【料金】

搬入車両の最大積載量に100kgあたり500円を乗じた額

（例） 軽トラック（350kg積）の場合2,000円

※搬入車両は2t車以下に限る。

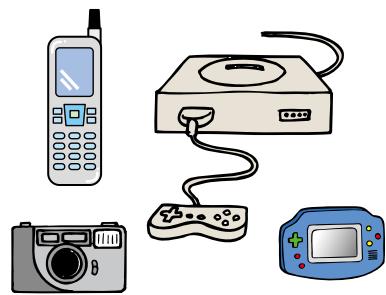


小型家電リサイクル拠点収集

○使用済み小型家電のリサイクルにご協力ください。

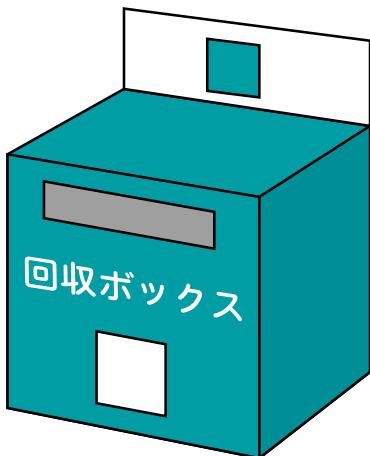
平成25年4月から、使用済み小型家電の回収・リサイクルを促進するため、「小型家電リサイクル法」がスタートしました。

捨てられる小型家電は、約半分がリサイクルされずに廃棄物として埋め立て処分され、約2割が違法な回収業者によって集められ、その中には国内外で不適正処理されているものもあります。



市では、回収した小型家電を国の認定事業者に引き渡すことにより、国内リサイクルを促進できるよう、平成26年度から、市役所本庁、各支所、各地区市民センターを小型家電専用回収ボックスを設置します。

拠点収集にご協力ください。



※回収対象品目

(家庭から出たもので、下記に限る)

ノートパソコン、携帯電話端末、PHS端末、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ビデオデッキ、フィルムカメラ、DVDレコーダー、オーディオプレーヤー、ICレコーダー、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、ヘアドライヤー、電気カミソリ、懐中電灯、時計、ゲーム機のうち、投入口に入るもの。

(電池は取りはずしてください。)

- 電子機器に含まれる個人情報の消去は、自己責任でお願いします。
- 一度回収ボックスに投入した小型家電は取り出すことができません。

・パソコンについては、資源有効利用促進法と小型家電リサイクル法のどちらでも処理できるようになりました。戸別収集事業での収集も可能ですので、ご利用ください。

パソコン（資源有効利用促進法）

資源有効利用促進法によるパソコンは、メーカー等が回収してリサイクルされます。

※料金はメーカーにより異なる場合があります。

詳しくは下記のホームページをご覧頂くか、メーカーへ直接お問い合わせください。

パソコン3R推進協会

ホームページには各メーカーの問い合わせ窓口やリサイクル料金が掲載されています。

ホームページ：<http://www.pc3r.jp/>

電話：03-5282-7685（受付時間 午前9時～正午及び午後1時～午後5時）

市で収集・処理できないもの

家電4品目（家電リサイクル法対象商品）

小売業者、メーカー等が回収して金属・プラスチック・ガラス等素材ごとに分別し、リサイクルされます。

平成26年3月現在

エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
1,500円（税抜）	小 1,700円(税抜) 大 2,700円(税抜)	小 3,600円(税抜) 大 4,600円(税抜)	2,400円（税抜）

※料金はメーカーにより異なる場合があります。家電販売店または、家電リサイクル券センターに確認してください。（別途消費税がかかります。）

メーカーへの引渡し方法

- 家電販売店へ依頼する場合 → リサイクル料のほかに運搬手数料が必要です。
- 直接市内の指定引取場所へ持込む場合 【下記参照】
 - 事前にゆうちょ銀行・郵便局でリサイクル券を購入し、製品とリサイクル券を持って指定取引場所へ持参してください。

【指定引取場所】 全メーカー取扱

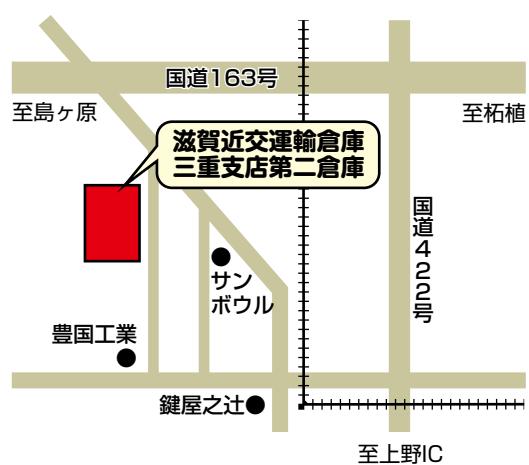
滋賀近交運輸倉庫（株） 三重支店 第二倉庫
伊賀市小田町1751-5 TEL22-1321

【営業日】 月曜日～土曜日

【営業時間】 9:00～17:00

【休業日】 日曜日及び祝祭日

年末・年始及びGW・盆休みは別途



家電リサイクルに関する問い合わせ

家電リサイクル券センター

TEL：フリーダイヤル 0120-319640（受付時間 午前9時～午後5時） 日・祝日を除く
ホームページ：<http://www.rkc.aeha.or.jp>

処理危険物

消火器、ガスボンベ（プロパン用）、農薬類、劇薬類、感染性廃棄物 など



処理困難物

温水器、浄化槽、浴槽、太陽熱ヒーター、ピアノ、ドラム缶、鉄筋、バッテリー、タイヤ、廃油（灯油・オイルなど）、塗料（ペンキなど） など



※上記品目の収集や処理は、販売店や廃棄物処理事業者等へ相談・依頼してください。

一般廃棄物処分業許可事業者

事業者名	処理施設所在地	電話番号	処理できるごみ
(株)エム・シー・エス	島ヶ原8801番地の8	59-9200	生ごみ、草木類
(株)ヤマゼン	治田2441番地の1	20-9250	ごみ全般（※対応できないものもあります）
(株)伊賀林業	大内514番地の1	39-1156	草木類
三重中央開発(株)	予野4713番地	20-1119	ごみ全般（※対応できないものもあります）
(株)グリーンワークス	炊村1187番地の17	46-0077	草木類（草木類に付着したごみを含む）
(株)大栄工業	真泥5024番地の4	21-0988	生ごみ、草木類
(有)アールシーコンサルタント	白樺2133番地の3	20-2688	プラスチック類、発泡スチロール、枝木類

※上記業者に処理を依頼される場合は、事前に電話にてお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬許可事業者

事業者名	所在地	電話番号	対象地域
(有)上野清掃社	沖208番地	36-2448	上野、伊賀、島ヶ原支所管内
(有)白鳳清掃	猪田7088番地	37-0128	上野、伊賀、島ヶ原、阿山、大山田支所管内
(株)ビルドコーポレーション	久米町548番地の5	23-0104	上野、伊賀、阿山、大山田支所管内

事業系ごみの扱い

○ごみの分別は排出者（事業者）の責任において適正に行ってください。

商店、飲食店、事務所、病院、工場などの事業所から出されたごみは、廃棄物処理法の規定により一般家庭からのごみとは区別されており、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

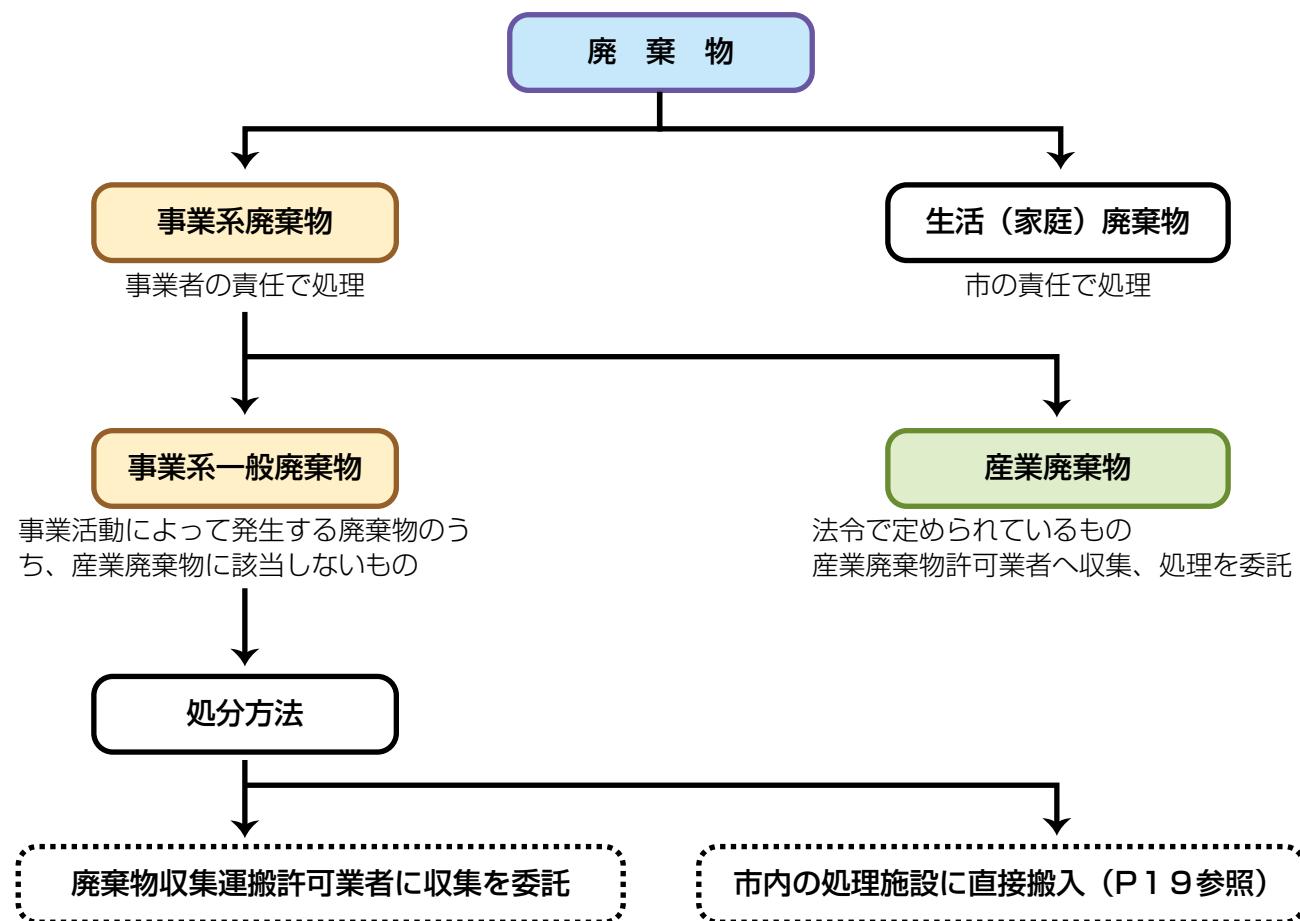
※特に事業系一般廃棄物については、家庭ごみと同様、市の分別基準により、きちんと分別してください。

○事業所のごみは、家庭ごみの集積所には出せません。

事業系一般廃棄物を処理するときは、自己搬入するか市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に依頼してください。（P19参照）

○産業廃棄物については、市の施設へ搬入することができません。

農業、建設業、製造業など事業活動に伴う機器や、廃プラスチックや廃材、ビニール類は産業廃棄物として処分してください。



産業廃棄物

(事業活動に伴い生じる下記のごみ)

1. 燃え殻	6. 廃プラスチック類	11. がれき類	16. 動植物性残さ
2. 汚泥	7. ゴムくず	12. ばいじん	17. 動物性固形不要物
3. 廃油	8. 金属くず	13. 紙くず	18. 家畜ふん尿
4. 廃酸	9. ガラスくず・陶磁器くず等	14. 木くず	19. 家畜の死体
5. 廃アルカリ	10. 鉛さい	15. 繊維くず	20. 政令第13号廃棄物(※1)

(※1 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの)

集積場の管理について



ごみ集積場は、自治会やアパート等の所有物です。管理は設置者で責任を持つて行ってください。

ごみ集積場は、地域の利用者で清掃をし、公衆衛生に努めてください。

各集積場において、適切な分別などごみ出しルールが守られていないと、円滑な作業が行えず、収集に支障となります。市民の皆様のご協力をお願いします。

- ルール違反のシールを貼られた袋は、出した方が速やかに持ち帰り、再度分別をして、次回の収集日に出し直してください。
(出した方がわかるように、ごみ袋への記名など地域で徹底しましょう。)
- 集積場で施錠している場合は、収集日当日に必ず解錠してください。
- ペットボトル回収容器は電柱等へ紐でくくり付けると収集できませんのでやめてください。
- 回収箱で出すごみについて、各集積場で箱の色を決めているところがありますが、市で色の指定はしていません。
- 近年金属類や紙類など資源物を集積場から持去る行為が横行しています。各集積場においても管理当番による監視体制づくり等、持去りをさせないようご協力をお願いします。
- びんや埋立ごみ用の回収箱、ペットボトルや廃食用油の回収容器については、必要に応じて市で配布させていただきます。劣化による交換や世帯数の増加などにより新たに必要となった場合などは、区長（自治会長）等から、廃棄物対策課・各支所振興課へ支給申請してください。

集積場整備等に係る補助金制度

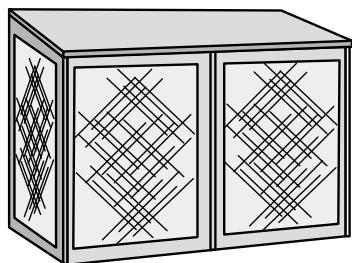
伊賀市では、地域の環境整備およびごみ収集の効率化を図るため、集積場の新設または改修を行う場合、事業費の一部を助成しています。

支給の対象となる事業

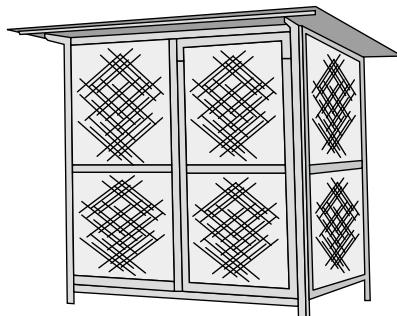
- 区または自治会が行うごみ集積場の整備等に係る事業

支給額（事業費が2,000円未満の場合を除き、1箇所につき該当事業費の1/2に相当する額）

●新設の場合 上限 200,000円



●改修の場合 上限 85,000円



不法投棄について

みだりにごみを捨てたりした場合5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金が科せられる場合があります。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条・第25条

- みだりにごみを捨てることは、ごみの不法投棄にあたる環境犯罪です。

日頃から土地の所有者と地域が連携し、立札や柵などの防止対策を講じたり、雑草を刈り取るなど不法投棄されない環境づくりをすることが大切です。

- 不法投棄されたごみについて、自治会や住民自治協議会などの協力が得られる場合に限り、減免措置など市と協働できる場合があります。下記フロー図を参考にしていただき、隨時ご相談ください。

